

大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター運営委員会規則

平成30年4月1日  
自機規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター規程（平成30年自機規程第117号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営等について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 運営委員会は、研究教育職員の人事等、大学共同利用機関法人自然科学研究機構生命創成探究センター（以下「センター」という。）の運営に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- 一 機構長が指名する理事又は副機構長
- 二 センター長
- 三 副センター長
- 四 センターの専任の教授 3名
- 五 基礎生物学研究所、生理学研究所及び分子科学研究所の教授 各1名
- 六 自然科学研究機構の職員以外の学識経験者 9名

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に、委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 副委員長は、あらかじめ委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、運営委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 第3条第1項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第7条 運営委員会に、議事の調査審議を分担させるため、部会を置くことができる。

2 運営委員会は、部会の議決をもって運営委員会の議決とすることができます。

3 部会の組織運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、機構長が別に定める。

(専門委員会)

第8条 運営委員会に、専門的事項等を調査させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、機構長が別に定める。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、岡崎統合事務センター総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日以降、第3条第1項第5号及び第6号に掲げる最初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則 (令和5年1月24日改正)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。